

政令第五十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「二百七十五万六千四百円」を「二百七十五万二千八百円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千六百円」を「二百二十万三千二百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十六万六千六百円」を「八十六万四千円」に改め、同項第二号中「六十九万円」を「六十八万八千八百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十一万八千八百円」を「二百四十万八千四百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百二十三万二千四百円」を「七百二十二万五千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十九年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

## 理由

関連する諸費用の変動を勘案し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による障害年金、遺族年金等の額の改定を行う必要があるからである。

政令第 号

予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十三条第一項及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第二号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同項第三号中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改め、同項第四号中「三万三千八百円」を「三万三千七百円」に改め、同条第二項中「三万五千八百円」を「三万五千七百円」に改める。

第十二条第二項中「百五十三万二千二百円」を「百五十二万四千元」に、「百二十二万五千二百円」を「百二十二万四百円」に改め、同条第四項中「八十三万七千七百円」を「八十三万六千二百円」に、「五万八千五百円」を「五十五万七千四百円」に改める。

第十三条第二項第一号中「四百八十九万七千二百円」を「四百八十七万六千八百円」に改め、同項第二号中「三百九十一万五千六百円」を「三百九十万二千二百円」に改め、同項第三号中「二百九十三万七千六百円」を「二百九十二万六千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万七千七百円」を「八十三万六千二百円」に、「五十五万八千五百円」を「五十五万七千四百円」に改める。

第十七条第四項中「四千二百八十万円と」を「四千二百七十万円と」に改め、同項ただし書中「四千二百八十万円」を「四千二百七十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十二万四百円」を「二百七十万九千六百円」に改め、同項第二号中「二百七十七万五千六百円」を「二百六十七万七千二百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十七万八千四百円」を「二百三十七万円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百十三万五千二百円」を「七百十一万円」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

第二条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六万九千八百十円」を「六万九千六百八十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に、「二万五千七百七十円」を「二万五千五百円」に改め、同項第二号中「二万五千七百七十円」を「二万五千五百円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 平成二十三年三月以前の月分の予防接種法による医療手当、障害児養育年金、障害年金、障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

2 平成二十三年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

(予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百八十万円」を「四千二百七十万円」に改める。

## 理由

関連する諸費用の変動を勘案し、予防接種法による医療手当、障害年金及び遺族年金等の額並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額の改定を行う必要があるからである。